

平成 31 年 3 月 28 日

各 位

株式会社 北國銀行

株式会社国際協力銀行（JBIC）との一般融資協定書に基づく インドネシア現地法人へのツーステップローンの実行について

株式会社北國銀行（頭取 安宅 建樹）は、株式会社国際協力銀行（総裁 前田 匡史）との中堅・中小企業の海外事業展開支援等を目的とする一般融資協定書に基づき、当行取引先のインドネシア現地法人「PT HANKEN INDONESIA」に対し、本日融資を実行いたしました。本スキームでは JBIC からの保証も提供されていますが、これは、平成 28 年 1 月にインドネシアで施行された「外貨建てオフショア債務に関する規制」に対応するもので、ツーステップローンと組み合わせた実行は北陸地域の金融機関として初となります。

なお、JBIC との一般融資協定書は平成 31 年 2 月 20 日に締結したもので、従来の協定書内容と比較し、ユーロ建融資が可能になったなど利便性が向上しています。現在、北陸地域の金融機関では唯一当行のみが契約しています。

今後も、シンガポール支店及びバンコク駐在員事務所を中心に、当行の東南アジアネットワークを活用し、お客さまの資金調達など海外事業展開を積極的にサポートしてまいります。

記

1. 融資先

PT HANKEN INDONESIA

※同社は、株式会社汎建製作所（本社 奈良県磯城郡、事業所 小松市）のインドネシア現地法人（従業員 358 名）として 1995 年の設立以来、建設機械用部品の製造・販売を手掛けてきました。

2. 融資金額

40 万米ドル（日本円約 4,400 万円）

3. 借入目的

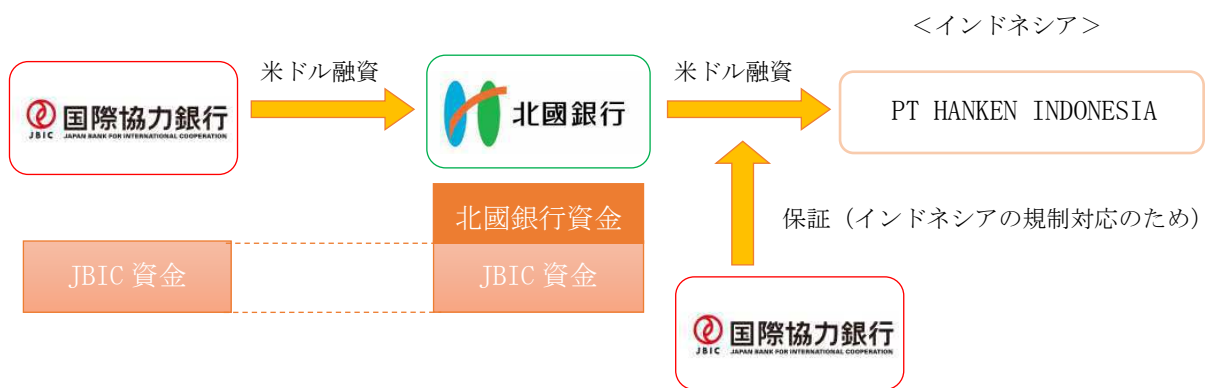
経済発展の著しいインドネシア及びその周辺国での建設機械の需要拡大が見込まれる中、同社は海外生産を拡大しており、今回、インドネシアの西ジャワ州において実施する、建設機械用タンの製造・販売事業に必要な追加設備資金を本件にて調達します。

4. 本スキームについて

国際協力銀行から当行への融資金と当行資金により、海外で事業を展開する中堅・中小企業様へ外貨建てで中長期資金をご融資するものです。

インドネシアでは、平成 28 年 1 月以降「外貨建てオフショア債務に関する規制」により、親会社あるいは現地法人子会社が一定の外部格付けを有していない場合、外貨建て（インドネシアルピア以外の通貨建て）かつインドネシア国外からの借入が行えない状況にあります。本スキームは国際協力銀行の保証を付与することで規制の対象外となり、インドネシア現地法人の外貨建て借入を可能とするものです。

➤スキーム図



以 上